

令和7年度寒河江市スマート農業推進事業費補助金

市内在住の農業者が、アシストスーツ、電動剪定はさみ、ロボット草刈機、ドローンを購入する場合に、予算の範囲内で補助金を交付します。

◇補助対象者等一覧

対象者区分	対象経費	補助率	採択件数
経営面積が10a以上の農業者（販売農家）又は農業法人でアシストスーツを導入しようとする方	アシストスーツ1台の取得費用（税抜4万円以上）	税抜価格の3分の1以内 または20万円のいずれか低い額以内の額	3件程度
経営面積が30a以上の農業者（販売農家）又は農業法人で電動剪定はさみを導入しようとする方	電動剪定はさみ1台の取得費用（税抜10万円以上）	税抜価格の3分の1以内 又は10万円のいずれか低い額以内の額	5件程度
経営面積が50a以上の農業者（販売農家）又は農業法人でロボット草刈機を導入しようとする方	ロボット草刈機1台の取得費用（税抜30万円以上）	税抜価格の3分の1以内 又は20万円のいずれか低い額以内の額	4件程度
経営面積が50a以上の農業者（販売農家）又は農業法人で農薬散布用ドローンを導入しようとする方	農薬散布用のドローン1台の取得費用（税抜30万円以上）	税抜価格の3分の1以内 又は30万円のいずれか低い額以内の額	2件程度

◇申請方法

- ✓ お申込みをご希望される方は、農林課農業振興係まで事前にご連絡ください。
- ✓ 農林課にお越しの際に ①カタログの写し ②見積書 ③ほ場位置図 をご持参ください。
- ✓ 予算額を超過する場合は、次の基準により採点し補助金交付対象者を決定します。
 - ・ 認定農業者
 - ・ 「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体
 - ・ 栽培面積の多い方
 - ・ 当該事業の過去の使用状況、申込状況等

※交付決定を受ける前に着手された場合には、本補助金の対象となりませんのでご注意ください。

◇申請期間 令和7年5月30日（金）までお申し込みください。